

奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成21年3月16日(月) 13:30～16:50

2 場所

奈良裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 呉服弘晶, 坂本成彦, 登丸寿一, 中川裕介, 野口哲子, 中村 悟,  
中村好春, 石川恭司, 上垣 猛

(家裁委員) 上垣 功, 西嶋一泰, 平山文堂, 松本真理子, 中川和男, 山下裕之,  
片岡勝行, 上垣 猛

(事務局) 地裁 吉田刑事首席書記官, 森田主任書記官, 白崎事務局長, 島田事務局  
次長, 木原総務課長

家裁 柳沢首席家裁調査官, 大西首席書記官, 深田訟廷管理官, 大倉事務  
局長, 田中事務局次長

4 議事(□:委員長, ○:委員, ●:事務局)

(1) 所長あいさつ

(2) 委員長選出等

ア 上垣委員を委員長に選出した。

イ 上垣委員長が, 奈良地方裁判所委員会の委員長代理に石川委員を, 奈良家庭裁判  
所委員会の委員長代理に片岡委員をそれぞれ指名した。

(3) 委員の紹介等

(4) 前回の委員の意見の対する裁判所の取り組み(報告)

(5) 意見交換

ア テーマ: 被害者参加制度について～裁判員裁判における環境及び態勢の在り方～  
(※裁判所からプレゼンテーションソフトを用いて説明)

□ 被害者に対する心情への配慮と二次被害の防止の在り方, 被告人や裁判員に与える影  
響とその配慮という観点から, 意見をお願いしたい。

○ そもそも刑事裁判は, 犯人に対する報復をするためのものではなく, 更生を期待して  
のものだったように思う。被害者参加制度は, 使い方や解釈の仕方を間違えると, かな  
り報復的意味合いを持ってしまうおそれがあると思う。特に, 裁判員裁判が始まり, 裁  
判員がいるところに被害者が出てきて思いのたけを述べるのは, 相当大きな影響がある  
のではないか。裁判員に, こらしめないといけないという心情が生まれるのではないか。  
こうした点に対して配慮していくことが必要なのではないか。だからといって, 裁判員  
裁判に被害者が参加できないようにすべきであるとも思わない。

○ 今までは, 被告人の人権しか考えてこられなかったと思う。情状酌量の余地があるよ

うな複雑な事情のもとに行われた事案と、突然、被害者になったようなものとは区別する必要あろう。被害者あるいはその親戚が、裁判所で思いのたけを言いたいと思う気持ちは、非常に大切にしなければならないと思う。暴力団とかの事案では報復が考えられるところであり、法廷に出たいけど出た後のことが心配だというようなことにならないよう、十分配慮することが必要である。

- 被害者が言いたいという気持ちを思いっきりぶつける機会があってほしいと思っていた。被害者がわからないままであると、気持ちが被害妄想的に広がることもあるのではないか。ただ、言いたいことの120パーセントを言うことができる人もいれば、言えない人もある。裁判員に対する悪影響もあると思うが、「言った後悔」と「言わない後悔」があるとすれば、「言わない後悔」の方が大きいと思う。被害者が言える機会を設けてほしい。被害者が強く訴えかけて出来上がった制度であるので、うまく運用してほしいと思う。
- 裁判員制度が始まると素人が法廷に入るようになる。被害者が法廷の中で感情的なドラマを演じてしまうのではないかと懸念している。半分素人の方々が洗脳されて、正確、公正な判断が下されにくいのではないかと心配である。遮へいとかビデオリンクという方法もあるようであるが、お礼参りのことを心配することなく、思いっきり言うためには、例えば、声を加工するような方法を採用することはできないのか。
- 声を加工することは難しい。
- 被害者への配慮が日本の刑事裁判手続では少なかったが、世の中の流れが変わってきたのは良いことだと思っている。しかし、平成12年に意見陳述することができるような制度が設けられた後、今回、直接質問ができることになったが、この直接質問ということについては、危惧している面がある。民事事件で本人訴訟をしている人は（証人尋問の際）、裁判官から質問するようにと注意されても、相手（証人）に自分の意見を言うてしまうことが多い。こういうことから考えると、被害者が直接質問する場合には、報復的な感情を生で出してしまう例が多くなるのではないかと思う。むしろ、今までどおり、公益の代表である検察官が、被害者に代わって質問することにすれば、二次被害も生じないのではないか。
- 被告人が自らの行為に責任を問われることは当然であろう。ただ、被害者が参加することによって、感情的な訴えがされた場合、裁判員への影響を排斥することが非常に難しい。また、被害者が参加することで、被告人や弁護人による防衛が萎縮したものにならないか心配である。
- 当事者訴訟の本人というのは、尋問が上手でなく、意見を押し付けることもあるにはあるが、裁判長の訴訟指揮で変わってくるのではないか。
- 奈良地裁では、まだ新たな被害者参加の申出はされていない。

被害者役が参加する模擬裁判を行ったが、そのときの裁判員役の方の感想は、模擬裁判という制約の中とはいえ、それほど（被害者役の意見には）影響を受けなかったというものであった。実際の裁判では、感情をむき出しにする人より、怒りを必死に抑え、密かに語る人の方が影響が大きいかもしれない。

被害者参加人が証人尋問をすることができる範囲は、情状証人の証言内容が違うことを指摘するといったものに限定されている。例えば、被告人の親族が「被害者宅で謝罪

をして、お見舞金を渡したところ、被害者の遺族が受け入れてくれた」という証言をしたのに対し、被害者参加人が「そんなことはない。玄関先から中にも入らず、紙の包みを置いて去ってしまったのではないかと尋問することが想定されているのであって、一般的に何でも尋問することができるというものではない。また、被害者参加人の尋問を相当と認めるかどうかについて、検察官が意見を出すことになっている。したがって、検察官が尋問した方がいいことは、検察官がすることになる。被告人質問についても、被害者参加人が自分の意見を言う前提として、質問することができるというものである。

裁判所が二次被害として想定しているのは、被害状況の再体験のことである。被害者は捜査段階でいろいろ聞かれたり、事件によっては報道されたりすることになるが、一定期間経過後、被害者として法廷に呼び出され、事件当時のことを根掘り葉掘り聞かれることは、被害を再体験することになりはしないかという意味で、これを二次被害という言い方をしている。

- 被害者参加制度で、被告人が被害者参加人に暴言を吐いたため、被害者参加人が出廷しなくなったというニュースがあった。こうした暴言とか報復的な発言がされた場合にどのように裁判所が対処するのであろうか。

被害者参加制度は、被害者の知る権利を保障するものとしてできたものだと思うが、被害者には、心理的な負担もあれば、経済的なものもあるのではないかと。弁護士の援助の中で制度が運用されるのであれば、弁護士費用を払わなくてはならなくなり、経済的に圧迫されることになる。そういう費用は公的に負担できないのか。被害者参加制度の周知や使い方などについて、専門的なアドバイスを誰がするのか、弁護士をうまく使えるような連携が大事なのではないかと。被害者が弁護士の援助を得ている割合は非常に低く、二割程度と聞いている。どうして弁護士とうまく結びつくようにならないのか。

- 意見陳述はどの程度利用されているのか。
- 殺人、交通事故、傷害の事案ではある程度利用されている。被害者参加で弁護士を利用するための費用については、資産のある方はともかく、公的負担がされることになっている。
- 検察庁では、控訴段階においても、その時点の被害者の被害状況の確認を行っている。その際、実情を訴えられる人がかなりいる。例えば、示談交渉の在り方に問題があったということ、つまり、事件のことを秘匿したいのに、他人に分かるような状況のもとで示談しようとしたことを法廷で言いたいとの申し出がされることがある。

公判請求するような重い事案では、被害者に制度内容を確実に告知している。法律上の支援制度があることはパンフレットを用いて説明しており、また、検察庁では、非常勤であるが被害者支援員という制度を設けており、これを利用することができることも伝えている。検察庁では、被害者の心情に配慮して制度を知らせているところであるが、被害者は「考えておきます」という反応が多く、弁護士を使うことも少ないが、先に述べたとおり、控訴段階でも活用することができる。

検察庁として、犯罪被害者をどのようにサポートするかは難しいところがあり、被害者参加制度への参加、不参加がどのように報道されるのかということも、後に制度を使う人に影響を及ぼすという側面がある。

イ テーマ：少年審判における被害者配慮制度について

(※裁判所からプレゼンテーションソフトを用いて説明)

- 被害者の方に対して裁判所が配慮すべきこと及び少年の健全育成の観点から留意すべき事項について、意見をいただきたい。
- 14歳から16歳までの年少少年は、人前で話すことが難しく、素直に意見を言うことができない。被害者が同席している場所で色々な反応があると思いつながらでは、話したいと思うことが言えなくなるのではないかと。また、被害者の立場に立ってみると、少年の言動によって、追い打ちをかけられることもあるようにも思われ、少年と被害者が対面すると心の状態が増幅されて、修復の方向がうまくいかないのではないかと。
- 少年法の更生の目的と傍聴制度の目的とが合うのか疑問がある。少年が萎縮して意見表明をしにくくなってしまうと、適正な裁判がされるのだろうかというように思う。また、被害者がいるところでは、裁判長が教育的な働きかけをしにくくなるのではないかと。被害者の知る権利のためには、審判の場所に参加することが一番いいということなのであると思うが、元々、記録の閲覧や謄写の制度で権利が保障されているのであるから、少年ということにかんがみると、3年後の少年法の見直し時期に、傍聴制度が見直されるべきではないかと思う。
- 私も、そもそも、被害者が審判廷に入るこの制度はどうなのかなと思う。
- 少年が被害者が置かれている立場を理解し、被害者の気持ちを認識することにより、自分がやったことの重みを知り、本当の更生につながるという考え方もある。
- 本当に幼いときにやったことが、いかに大きいことかということを知らしめることは必要ではないか。ただ、保護施設でこれを知らしめても、再犯率が高いという現実もある。すっかり更生した筈なのに、また保護施設に戻ってくる率が非常に高いのである。被害者が参加することによるマイナス面ばかりではなく、少年に犯した罪を認識させるため、被害の度合い、被害者が大きな傷を負ったことを知るべきである。被害者が10年後、20年後になって被害に遭う傷に悩まされるということもある。
- 被害者の陳述制度の運用状況はどのようなものか。また、意見陳述は、審判官の判断にどのような影響を及ぼしているのか。
- 平成20年は、奈良家裁本庁で2件であり、奈良全体でも年間数件である。陳述の方法は、調査官の面前で意見陳述しているというものである。
- 少年審判では、質問することはできず、意見陳述しか認められていない。

被害者の意見が全く影響しないということはない。この意見も一つの事情と踏まえることになる。したがって、被害者が少年院送致の意見を持っているからといって、そのとおりになる訳では勿論ない。裁判所のスタンスは、少年の健全育成の原則のもと、被害者にも十分配慮するというものである。

被害者側に落ち度があるような場合、例えば、長い間、被害者からいじめに遭っていた少年が、たまたま怒りが爆発して重大な事件が起きた場合、被害者側にも、いじめがあったことは認識してもらった方がいいと思う。その上で、少年に本当に反省してもらうためには、被害者がどれだけ苦しんでいるか体験してもらった方がいい。

当庁では、万引きをした少年を対象とした講習を行っており、スーパーの店長などから、被害状況に関する生の声を聴くと見えなかったものが見えてくる。軽く考えた結果が重大な事案を生じさせることもある。

被害者が傍聴していることで、少年が萎縮することのないよう審判運営をするので、被害者の生の声は聞いてほしいと考える。不規則発言をするような被害者がいれば、退廷を命じたり、傍聴許可を取消すなどしたい。

- 罪を犯した重さを知る機会が必要だと思う。被害者の立場からすると、例えば、少年院送致という結果になるまでのプロセスを知りたい、また、送致後のカリキュラムがどうなっているのかということも知りたい。再犯ということになったときの被害者の怒りということもあると思う。少年法で保護されているのであれば、そういった点もクローズアップされなければならないのではないかと。
- 少年が両親のところに帰ってくれないとか、家族が迎えに来ないという現実もある。被害者と加害者が手に手を取って分かり合うというのはなかなか難しい。被害者の立場がやっとクローズアップされたのであるから、色々な事例がでてくると思うし、両者の立場には相容れないものがあるが、うまくすり合わせをやって運用してほしい。
- 効果がないから厳罰化すると、まさに教育的な働きかけという少年法の理念がなし崩しになってしまう。教育的な働きかけをいかにするのかを考える時期に来ているのではないかと。

審判制度の中で傍聴が許可されない場合というのは、年齢、心身の状況のほかに少年の健全な育成を妨げられるというのがあるので、この運用によって、傍聴させないということも可能になってくるものと考えられるが、実際に許可されない場合というのはどれくらいの割合なのか。

- まだ傍聴許可の申出がされたことはない。
- 年齢が12歳から14歳までの少年ということであれば、心身が未熟であることから、傍聴を許可しないという方向に振れる事情だと思われる。殺人ということになれば、重大事案であり、被害者の知りたいという要望も高く、許可する方向に振れる事情だと思う。意見に拘束される訳ではないが、もう一つのファクターとして、付添人である弁護士の意見がどのようなものであるのかということがある。付添人が裁判所の知らない事情、例えば、被害者の傍聴を認めてしまうと自殺するかもしれない、というような情報をもっていることもある。
- 少年の親が分かってくれば、被害者としても気持ちが収まることもあると思う。しかし、親すらわかってくれないとなると、どこに行ったらいいのかということになる。14歳とか中学生になると、少しは被害を受けた人の気持ちもわかってくるのではないかと。一律にするのではなく、もうすこし年齢を分けて対応していただいたらどうかと思う。
- 親を教育しないと駄目なのではないか。親もそうなら、子どももそう、孫までというようなことがいえるようにも思う。裁判員制度や少年法の改正によってどこまでできてくるのかなあと考えている。
- 少年審判における少年の親へのアプローチはどのようなものか。
- 親の監護状況の反省をしてもらったり、こうしたらどうかという提言をすることがある。年齢の高い裁判官の言うことは、親からも聞いてもらえるように思う。しかし、20歳、30歳代の審判官（裁判官）がしつけの話をすると親から反発されることもある。受けとめてもらえる親とそうでない親がいるのも現実である。しかし、親に対して子ども

もの教育を考えるよう働きかけることを抜きにして、子どもだけを教育しても同じことの繰り返しというところはあるように思う。

- 若い裁判官でも、同じ痛みの分かる兄貴のような存在と思ってもらえることもあるのではないか。検察官や弁護士もそうであるが、勉強ばかりでは駄目なのではないか。裁判官が説教したというような人間的なことが新聞記事に掲載されていることがある。これは、そういうことが珍しいからではないのか。すごく冷たくマニュアルどおりというイメージが世間にはある。裁判官には、裏も表も分かった熱いものを醸し出してもらえたらと思う。
- 被害者が参加していると、裁判長が教育的な働きかけができにくくなるのではないかと思う。少年は未熟であるから、感情の自己コントロールがうまくできないし、傍聴している被害者が大きく傷つくようなことも生じかねない。両者にとって全てうまくいく方法はないものか。
- 審判廷や法廷が被害者の報復の場としての意味が少しでもあっては駄目だと思う。そういう意味において、被害者が直接、意見陳述することには慎重であるべきである。DVDに録画するとか、声だけでやるとか、調査官や裁判官が審判以外の場で被害者の思いを聞いて少年に伝える、といったクッションというかフィルターを通す形がよいのではないか。そして、結審直前のギリギリまで被害者の声を出せるようすべきである。ケースバイケースになると思うが被害者が直に法廷に出るのは、なるべく控えた方がよいと思う。
- 被害者団体の代表者の講演を聞く機会が2回あった。講演の中では、傍聴の許可・不許可の判断をする際、被害者が傷つくかもしれないということは考えてもらう必要がないということを知った。被害者というのは、二次被害があるかもしれないが、それを乗り越えて審判傍聴を希望しているという話であった。そういう苦しみを乗り越えた判断に対し、いかにうまく審判運営するのかというのが裁判所の仕事である。
- 色々なバランスを考えながら現実的な運用を図っていく必要があるものと思われる。
- 被害者の意見陳述や被害者傍聴制度によって、今後、裁判所のマンパワーも必要となるのではないか。調査官もゆったりと話を聞くのが大事である。裁判所の人的態勢を十分拡充してもらえればと思う。
- 国全体の流れというものもあるので、承っておく。

#### (6) 委員会の開催方針等について

今後、奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会は、合同開催することとし、原則として、3月、6月及び11月の年3回開催し、3月は第3金曜日、6月は第4月曜日、11月は第3月曜日を開催予定日とする（開始時刻は午後1時30分から）。

合同開催することに伴い、テーマは、地方裁判所と家庭裁判所に関するものをそれぞれ1つずつ取り上げ、意見交換する。

#### ア 次回期日

6月26日（金）とする。

なお、次々回は11月16日（月）、その次は平成22年3月19日（金）が開催日となること、具体的な開催日は直前の委員会において決める（開始時刻は1時30分から）。

イ 次回テーマについて

- (ア) 裁判員制度について～よりわかりやすい広報の仕方～
- (イ) 調停の運営について